

「屋外広告物」を表示・設置、管理、所有等している皆さま

**屋外広告物の表示・設置日から5年を経過した
時点(それ以降は3年毎)の申請には、
「安全点検報告書」の提出が必要です!**

◆ 次の条件に該当する屋外広告物が対象となります。

広告物又は掲出物件自体の

高さが**4m**を超えるもの又は表示面積が**10m²**を超えるもの

- 管理者（資格を有する者でなければなりません）の設置が必要です。
- 管理者による定期的な安全点検の実施が必要です。
- 引き続き許可を受けるには、点検結果の報告が必要です。

■ 許可更新までの流れ

① 管理者の 設置

★**管理者の資格**（以下のいずれかの資格が必要です。）

- ・屋外広告士
- ・建築士（一級・二級・木造）
- ・電気工事士（第1種・第2種）
- ・電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）
- ・（公社）日本サイン協会及び（一社）日本屋外広告業団体連合会
が実施する点検技能講習修了者

② 安全点検の 実施

★**点検の時期**

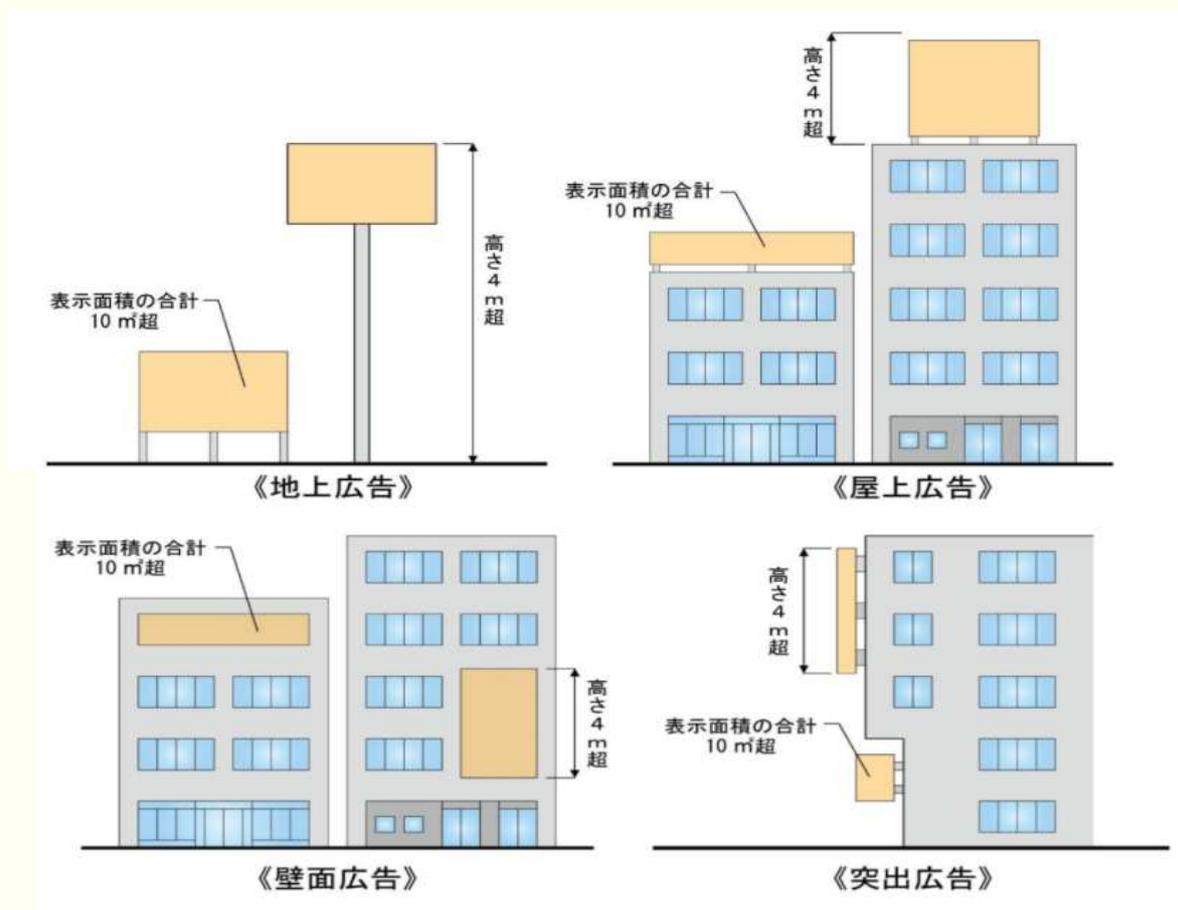
- ・広告物等の表示・設置日から5年を経過した時点に行い、それ以降は3年毎に実施する必要があります。（例：新設から5年経過した広告物の場合、6年目の申請時。それ以降は9年目、12年目・・・）
- ・また、点検は、許可満了の日の3か月前から許可満了の日の前日までに実施する必要があります。

③ 点検結果の 報告

★**報告の方法等**

- ・「屋外広告物安全点検報告書」（様式）に、点検を実施した広告物等の写真を添付のうえ、点検方法と補修等の処理方法を記入する必要があります。
- ・報告書により広告物等の異常が明らかな場合には、改修、除却等の必要な措置を命ずる場合があります。

《対象となる広告物等の例》



※直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの、光を投影して表示するものは除きます。

《点検項目》

- ①基礎部のぐらつき、裂傷等
- ②支持部・取付部の変形、腐食、損傷等
- ③ボルト・ビス等のサビ、緩み、欠落等
- ④広告板面・文字等の破損、変形、変色、欠落及び枠組み部材の破損等
- ⑤照明等電気設備の取付け状態、異常等

詳しい制度の内容、安全点検報告書の様式等は広島県のホームページをご覧ください。

屋外広告の手引き

検索

広島県 土木建築局 都市計画課

☎082-513-4111